

大牟田市道路掘削復旧要綱の運用基準

1. 目的

この運用基準は、大牟田市道路掘削復旧要綱の舗装復旧基準図に寄りがたい場合、円滑に協議・判断するために具体例を別図のとおり定めるもの。

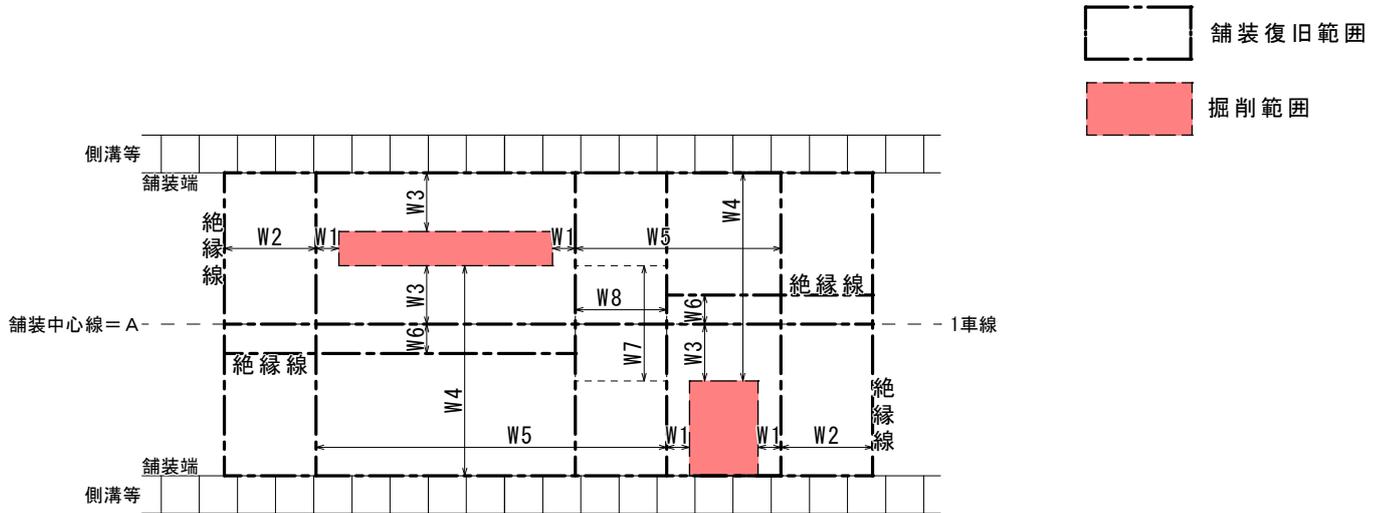
2. 適用

適用は令和6年4月1日からとする。

舗装復旧基準図

図 1

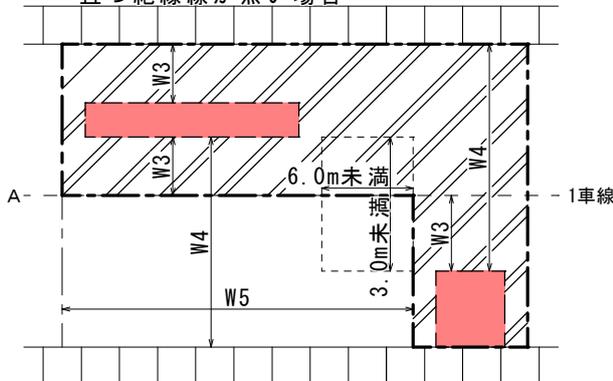
複数箇所を掘削する場合①



- ①. 影響幅 $W1=0.3\text{m}$ 以上
- ②. 絶縁線までの距離 $W2=1.2\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ③. A または舗装端までの距離 $W3$ まで復旧すること。
- ④. 絶縁線までの距離 $W6=0.6\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ⑤. $W7=3.0\text{m}$ 未満、または $W8=6.0\text{m}$ 未満の場合は、互いの影響線が交差する範囲まで復旧すること。
- ⑥. $W7=3.0\text{m}$ 未満、または $W8=6.0\text{m}$ 未満、且つ $W5=6.0\text{m}$ 未満の場合は、全区間を復旧すること。
- ⑦. 舗装幅員 $W=4.0\text{m}$ 未満の場合は、上記の条件にかかわらず舗装端までの距離 $W4$ まで復旧すること。

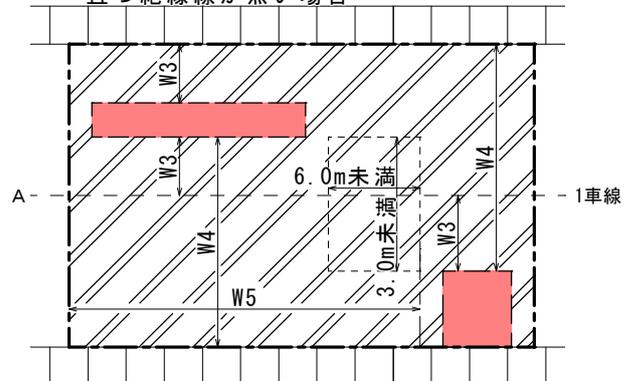
⑤の例

※舗装幅員 4.0m 以上、且つ $W5=6.0\text{m}$ 以上、
且つ絶縁線が無い場合



⑥の例

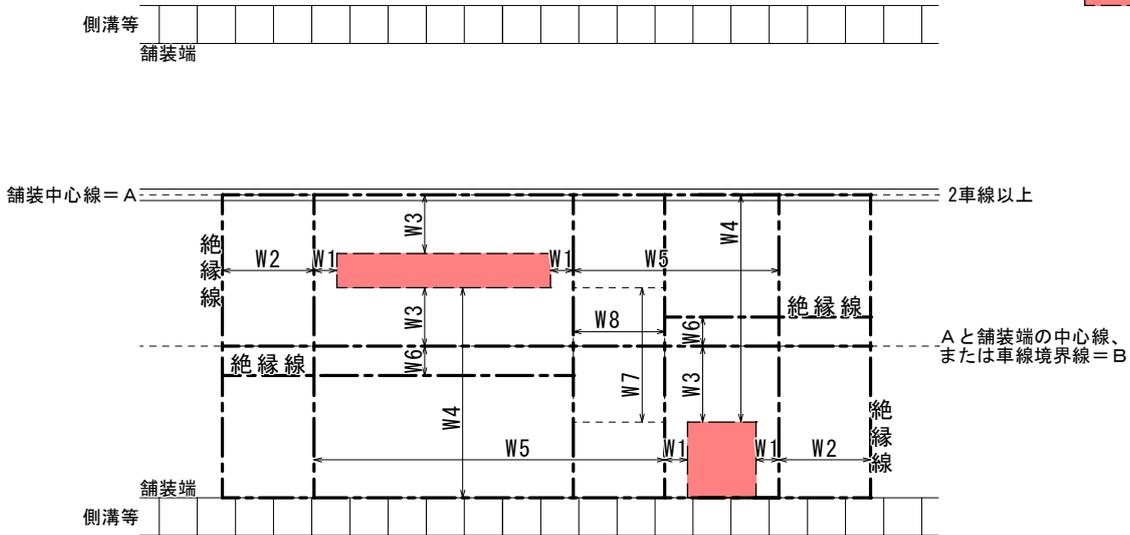
※舗装幅員 4.0m 以上、且つ $W5=6.0\text{m}$ 未満、
且つ絶縁線が無い場合



舗装復旧基準図

図 2

複数箇所を掘削する場合②



- ①. 影響幅 $W1=0.3\text{m}$ 以上
- ②. 絶縁線までの距離 $W2=1.2\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ③. A または B までの距離 $W3$ まで復旧すること。
- ④. 絶縁線までの距離 $W6=0.3\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ⑤. $W7=3.0\text{m}$ 未満、または $W8=6.0\text{m}$ 未満の場合は、互いの影響線が交差する範囲まで復旧すること。
- ⑥. $W7=3.0\text{m}$ 未満、または $W8=6.0\text{m}$ 未満、且つ $W5=6.0\text{m}$ 未満の場合は、全区間を復旧すること。
- ⑦. A から舗装端までの幅員が $W4=4.0\text{m}$ 未満の場合は、上記の条件にかかわらずA または舗装端までの距離 $W4$ まで復旧すること。

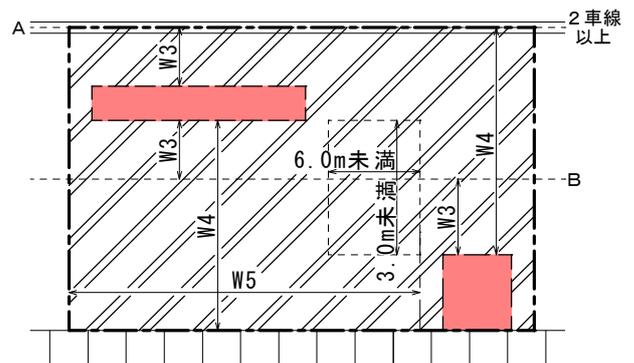
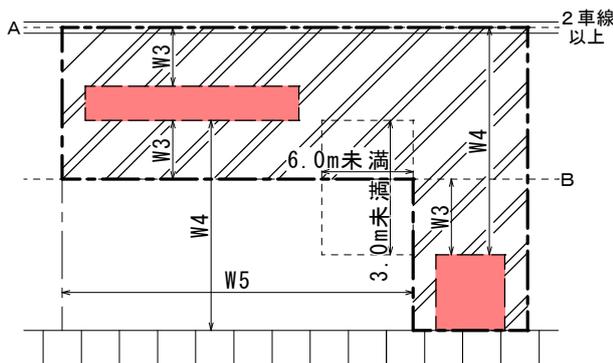
⑤の例

※ A から舗装端までの幅員 4.0m 以上、且つ $W5=6.0\text{m}$ 以上、且つ絶縁線が無い場合



⑥の例

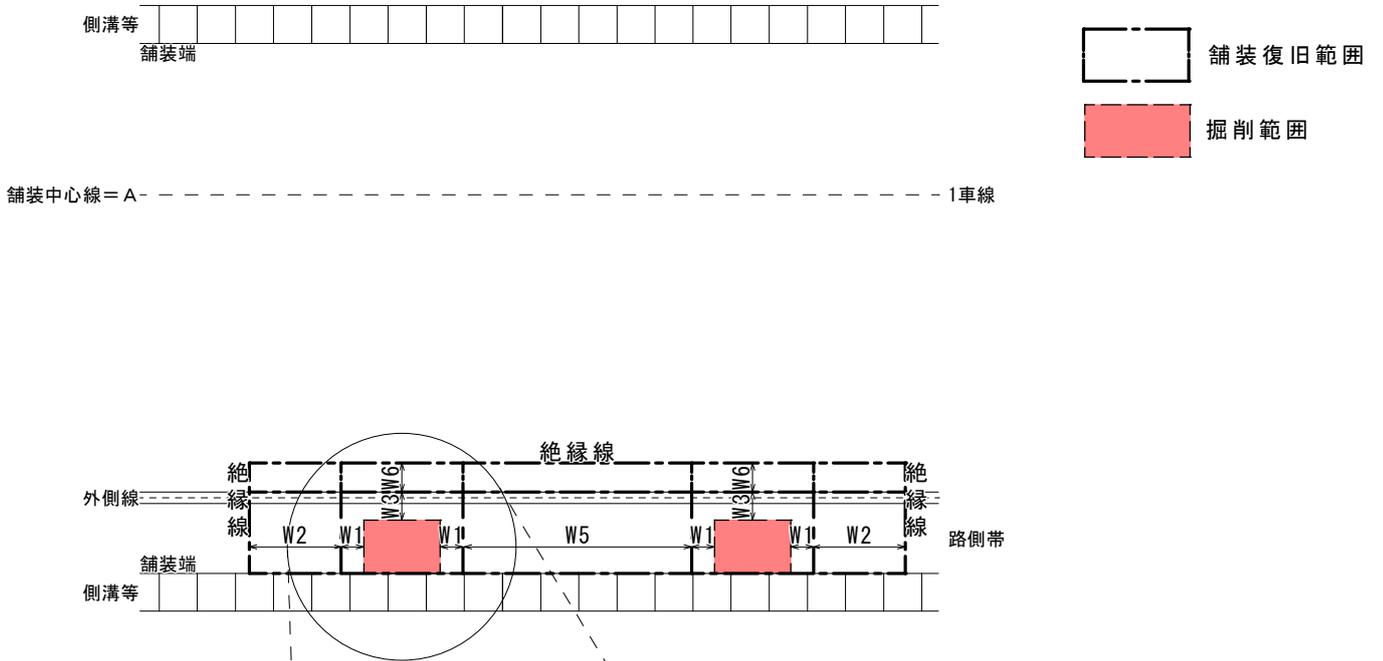
※ A から舗装端までの幅員 4.0m 以上、且つ $W5=6.0\text{m}$ 未満、且つ絶縁線が無い場合



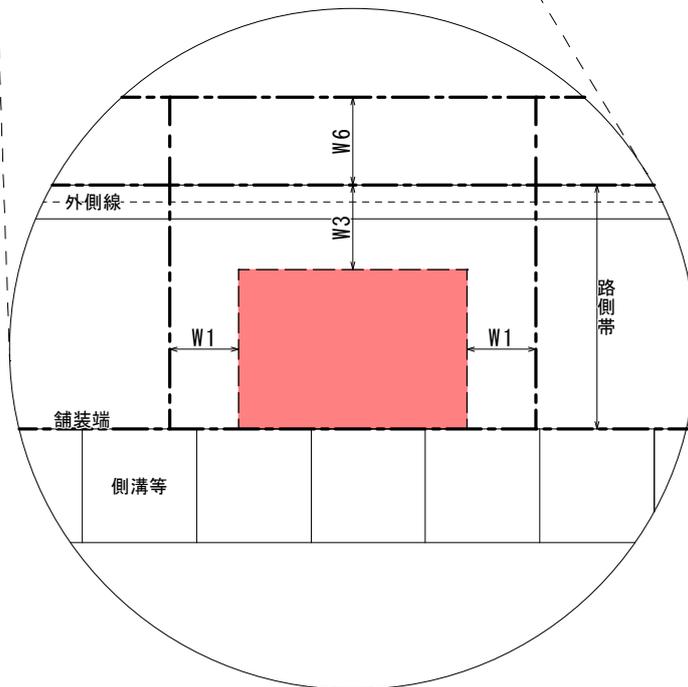
舗装復旧基準図

図 3

路側帯内を掘削する場合①



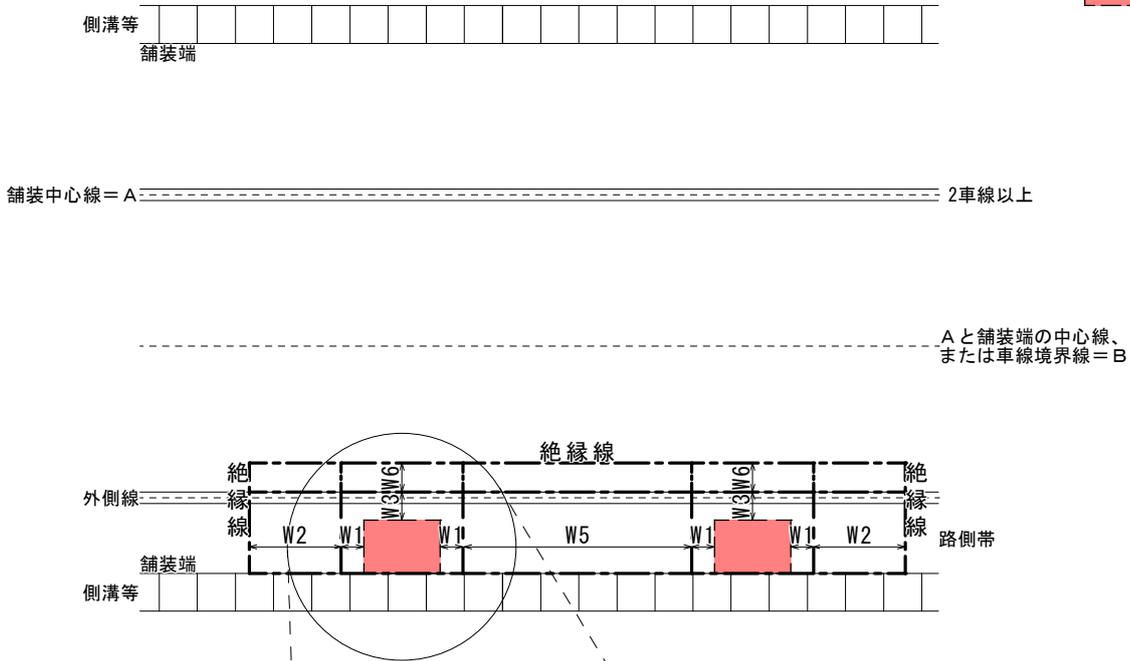
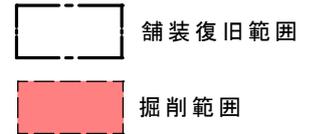
- ①. 影響幅 $W1=0.3\text{m}$ 以上
- ②. 路側帯のある道路で、影響幅を含め路側帯内（外側線を含む）に収まるものについては舗装端から外側線までの距離 $W3$ まで復旧すること。
- ③. 絶縁線までの距離 $W2=1.2\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ④. 絶縁線までの距離 $W6=0.6\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ⑤. 1年以内に掘削が複数行われる工事において、復旧範囲の間隔 $W5=3.0\text{m}$ 未満の場合は、その区間を含めて復旧すること。



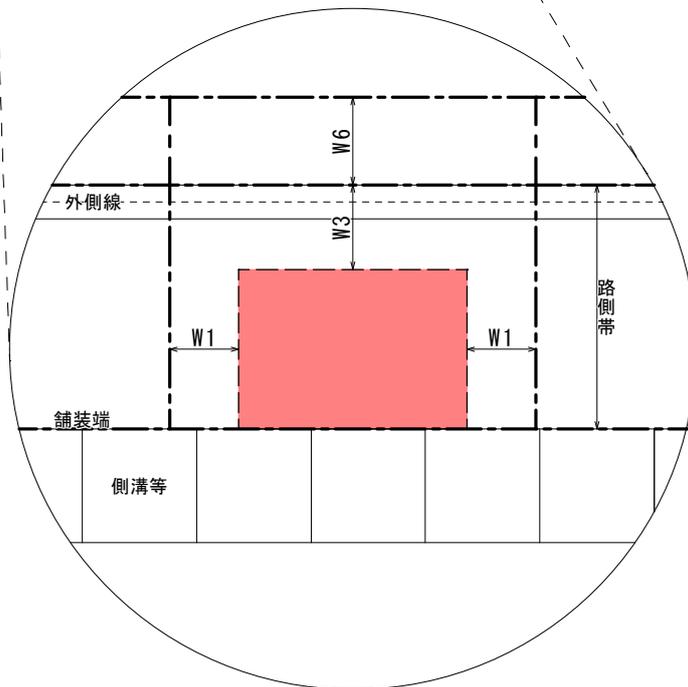
舗装復旧基準図

図 4

路側帯内を掘削する場合②



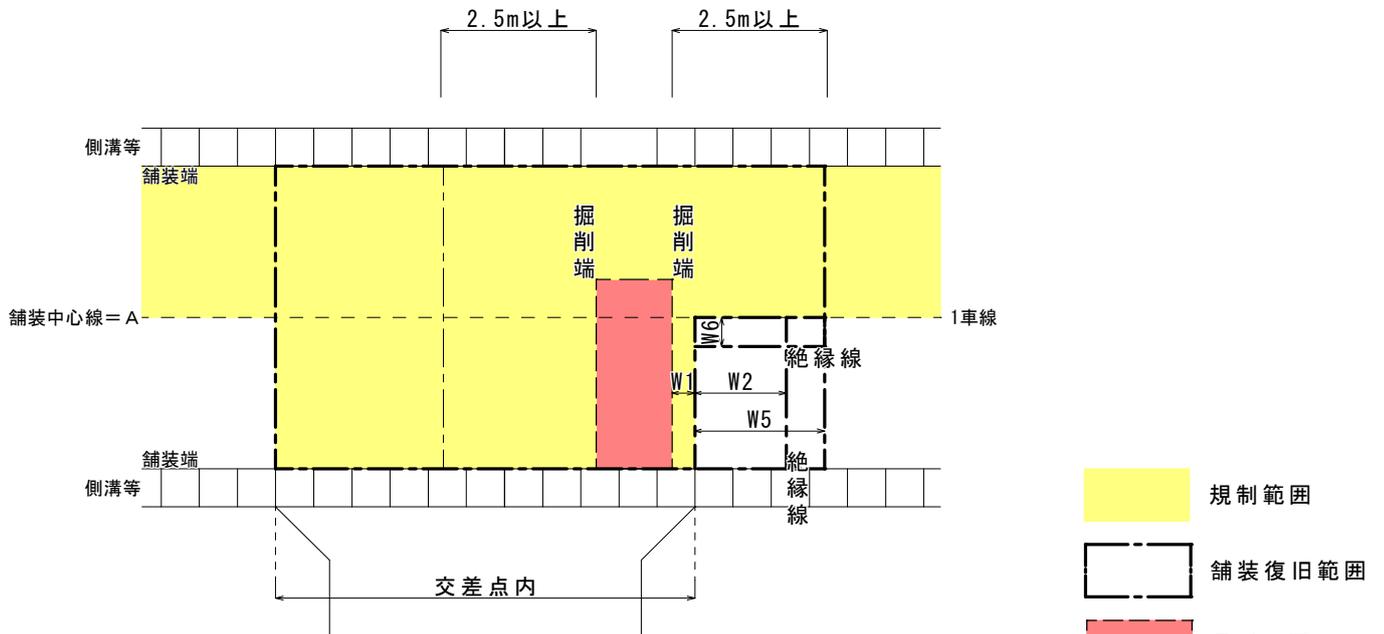
- ①. 影響幅 $W1=0.3\text{m}$ 以上
- ②. 路側帯のある道路で、影響幅を含め路側帯内（外側線を含む）に収まるものについては舗装端から外側線までの距離 $W3$ まで復旧すること。
- ③. 絶縁線までの距離 $W2=1.2\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ④. 絶縁線までの距離 $W6=0.6\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ⑤. 1年以内に掘削が複数行われる工事において、復旧範囲の間隔 $W5=3.0\text{m}$ 未満の場合は、その区間を含めて復旧すること。



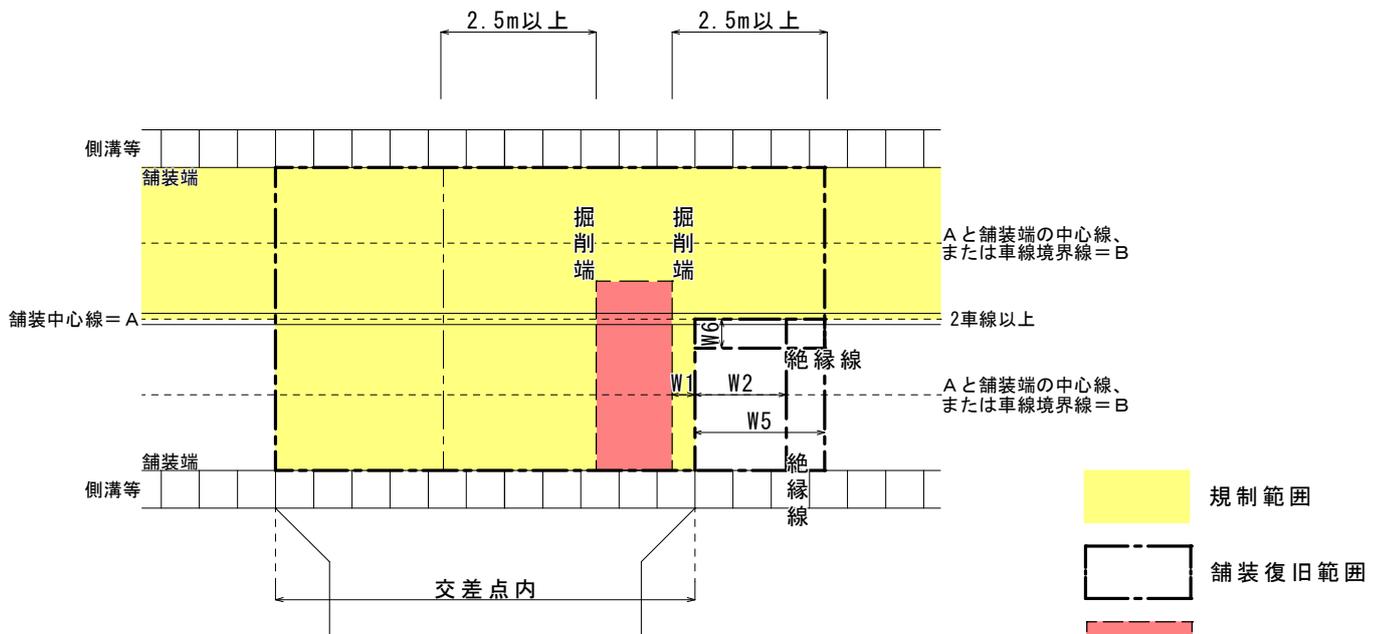
舗装復旧基準図

図 5

掘り返し規制道路、または 舗装が良好な道路を掘削する場合



- ①. 影響幅W1=0.3m以上
- ②. 掘削端から両側にそれぞれ2.5m以上確保し、復旧すること。
- ③. 絶縁線までの距離W2=1.2m未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ④. 絶縁線までの距離W6=0.6m未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ⑤. ③④の条件が満たされる場合はW5の全区間を復旧すること。
- ⑥. 交差点の場合は、交差点内の全範囲を復旧すること。

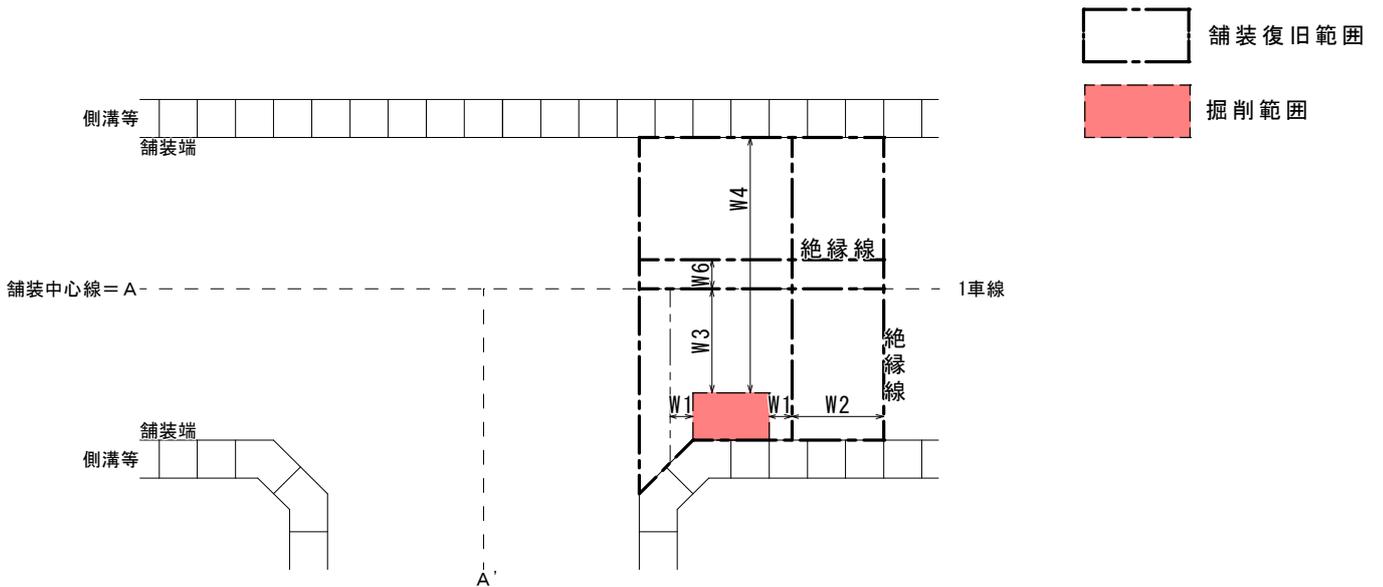


- ①. 影響幅W1=0.3m以上
- ②. 掘削端から両側にそれぞれ2.5m以上確保し、復旧すること。
- ③. 絶縁線までの距離W2=1.2m未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ④. 絶縁線までの距離W6=0.6m未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ⑤. ③④の条件が満たされる場合はW5の全区間を復旧すること。
- ⑥. 交差点の場合は、交差点内の全範囲を復旧すること。

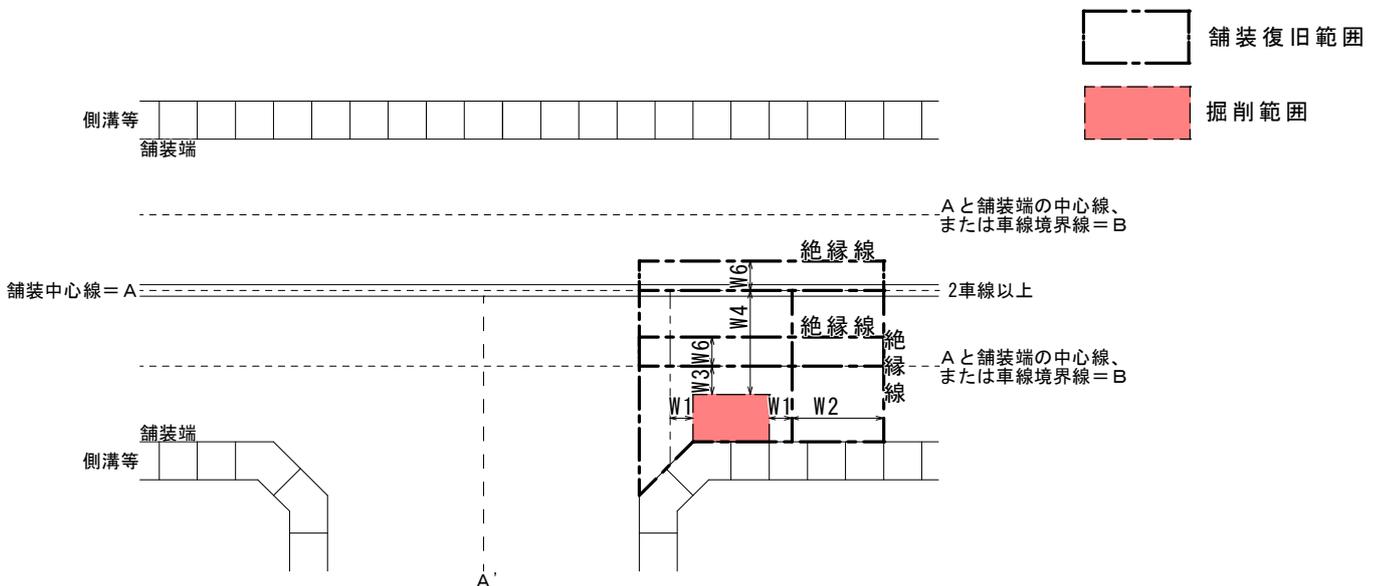
舗装復旧基準図

図 6

隅切り箇所またはその付近を掘削する場合①



- ①. 影響幅 $W1=0.3\text{m}$ 以上
- ②. 隅切り部分に影響ラインが入る場合は、隅切部分全てを復旧すること。
- ③. 絶縁線までの距離 $W2=1.2\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ④. Aまでの距離 $W3$ まで復旧すること。
- ⑤. 絶縁線までの距離 $W6=0.6\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ⑥. 舗装幅員 $W=4.0\text{m}$ 未満の場合は、上記の条件にかかわらず舗装端までの距離 $W4$ まで復旧すること。

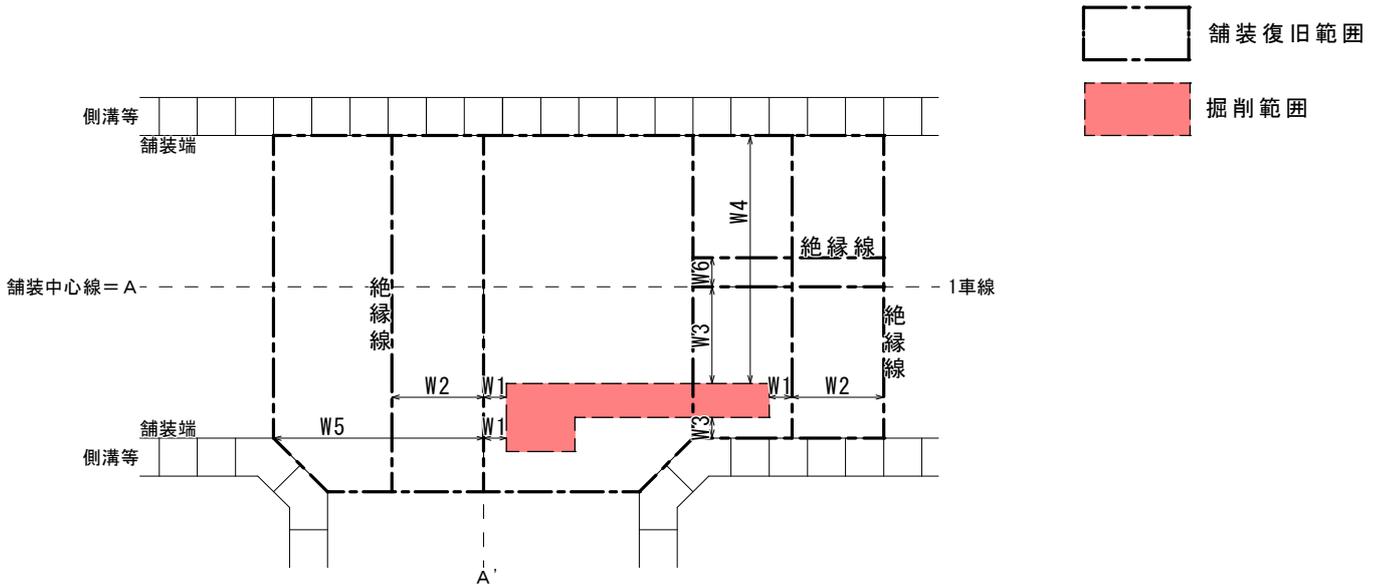


- ①. 影響幅 $W1=0.3\text{m}$ 以上
- ②. 隅切り部分に影響ラインが入る場合は、隅切部分全てを復旧すること。
- ③. 絶縁線までの距離 $W2=1.2\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ④. Bまでの距離 $W3$ まで復旧すること。
- ⑤. Bを超える場合は、Aまでの距離 $W4$ まで復旧すること。
- ⑥. 絶縁線までの距離 $W6=0.6\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ⑦. Aから舗装端までの幅員が $W=4.0\text{m}$ 未満の場合は、上記の条件にかかわらずAまでの距離 $W4$ まで復旧すること。

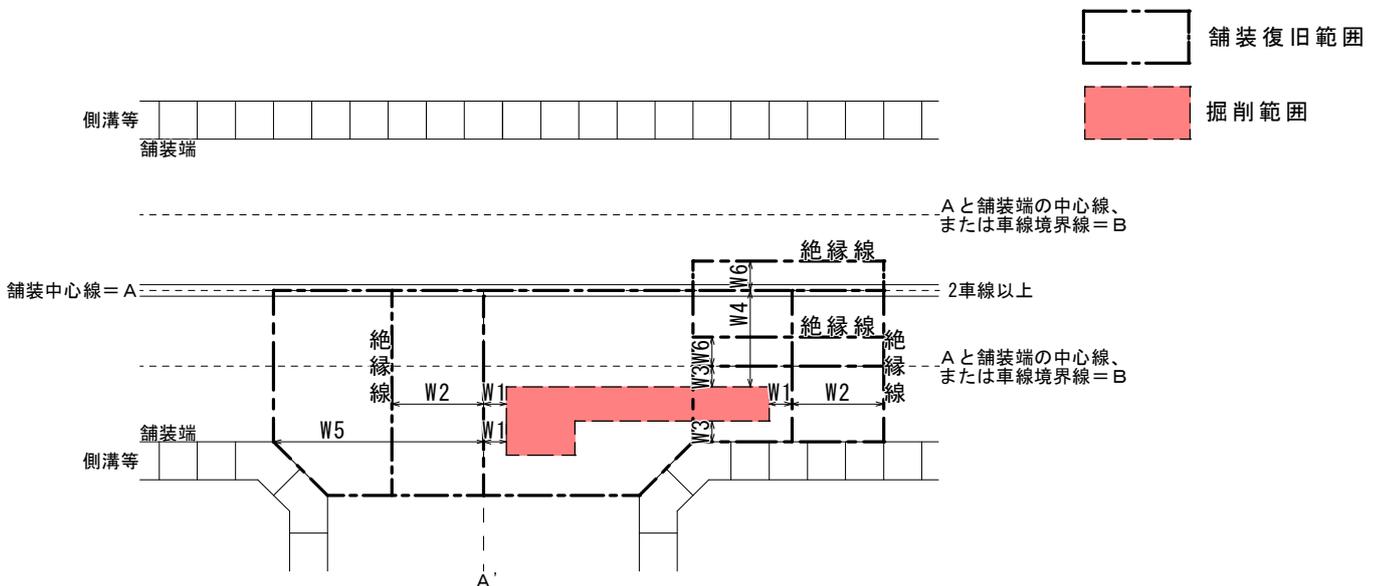
舗装復旧基準図

図 7

隅切り箇所またはその付近を掘削する場合②



- ①. 影響幅 $W1=0.3\text{m}$ 以上
- ②. 絶縁線までの距離 $W2=1.2\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ③. Aまたは舗装端までの距離 $W3$ まで復旧すること。
- ④. 絶縁線までの距離 $W6=0.6\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ⑤. 舗装幅員 $W=4.0\text{m}$ 未満の場合は、上記の条件にかかわらず舗装端までの距離 $W4$ まで復旧すること。
- ⑥. 舗装端とA'が交差する範囲を掘削する場合は、舗装端とA'が交差する範囲内全てを復旧すること。
- ⑦. 舗装端とA'が交差する範囲を超えて掘削する場合は、 $W5$ までの範囲内全てを復旧すること。

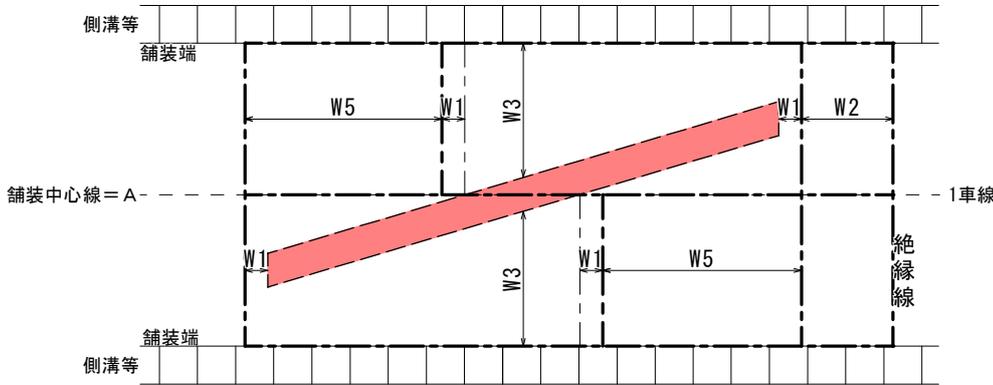
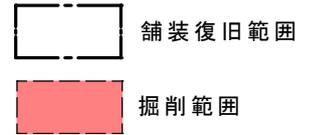


- ①. 影響幅 $W1=0.3\text{m}$ 以上
- ②. 絶縁線までの距離 $W2=1.2\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ③. Bまたは舗装端までの距離 $W3$ まで復旧すること。
- ④. Bを超える場合は、Aまでの距離 $W4$ まで復旧すること。
- ⑤. 絶縁線までの距離 $W6=0.6\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ⑥. Aから舗装端までの幅員が $W=4.0\text{m}$ 未満の場合は、上記の条件にかかわらずAまでの距離 $W4$ まで復旧すること。
- ⑦. AとA'が交差する範囲を掘削する場合は、AとA'が交差する範囲内全てを復旧すること。
- ⑧. AとA'が交差する範囲を超えて掘削する場合は、 $W5$ までの範囲内全てを復旧すること。

舗装復旧基準図

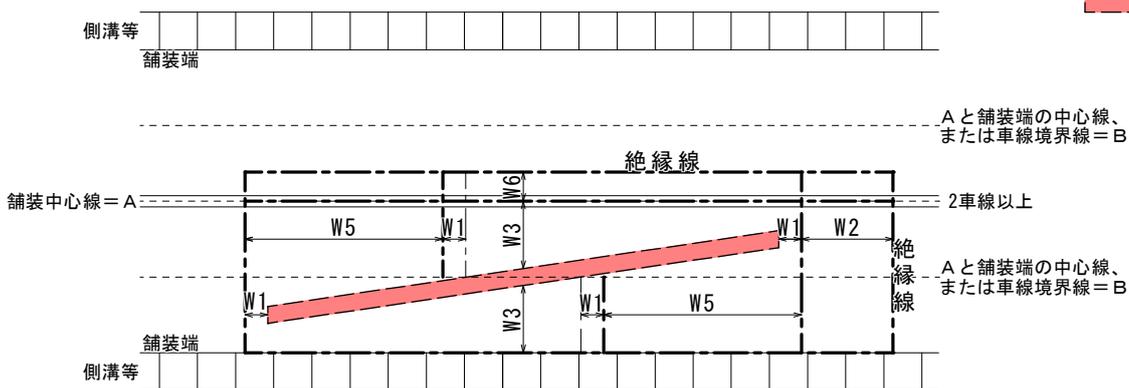
図 8

【縦断方向標準図⑥】



- ①. 影響幅W1=0.3m以上
- ②. 斜め掘削の復旧は、影響幅W1=0.3m以上を確保して舗装端から垂直に復旧すること。
- ③. 絶縁線までの距離W2=1.2m未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ④. 舗装端までの距離W3まで復旧すること。
- ⑤. 影響ラインW5=6.0m未満の場合は、全区間を復旧すること。

【縦断方向標準図⑦】

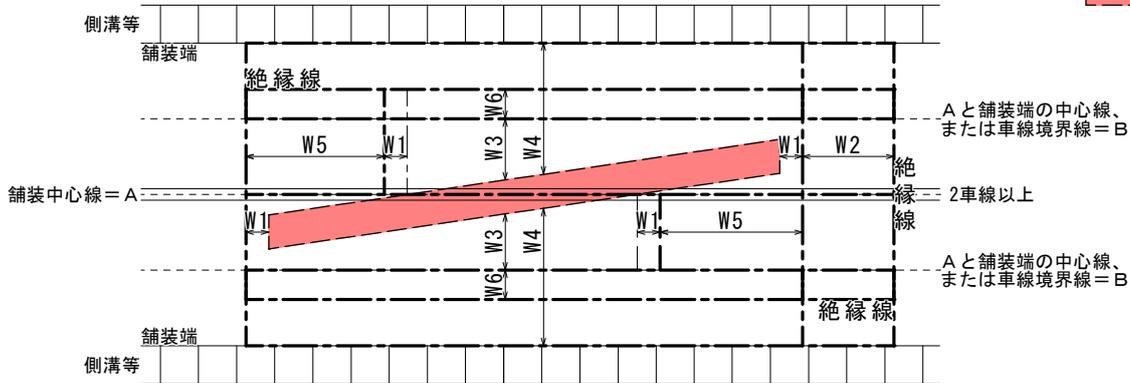
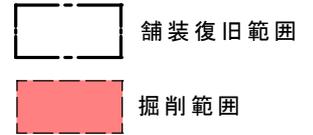


- ①. 影響幅W1=0.3m以上
- ②. 斜め掘削の復旧は、影響幅W1=0.3m以上を確保して舗装端から垂直に復旧すること。
- ③. 絶縁線までの距離W2=1.2m未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ④. Aまたは舗装端までの距離W3まで復旧すること。
- ⑤. 絶縁線までの距離W6=0.6m未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ⑥. 影響ラインW5=6.0m未満の場合は、全区間を復旧すること。

舗装復旧基準図

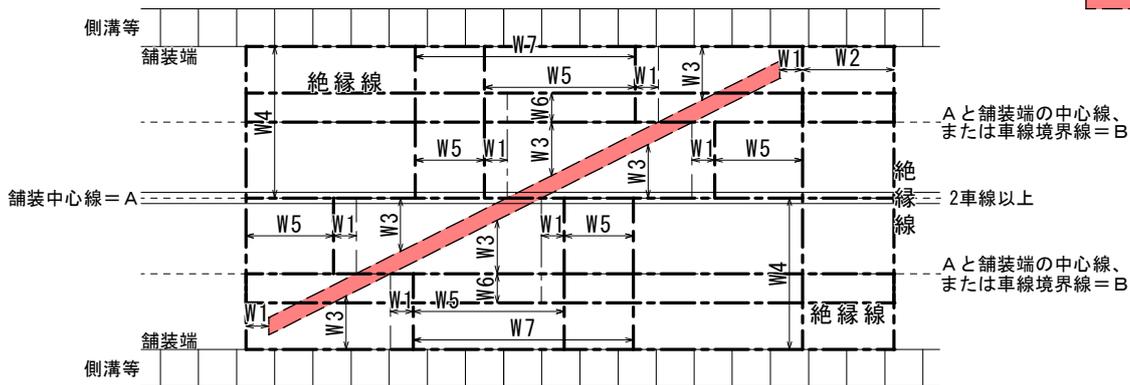
図 9

【縦断方向標準図⑧】



- ①. 影響幅 $W1=0.3\text{m}$ 以上
- ②. 斜め掘削の復旧は、影響幅 $W1=0.3\text{m}$ 以上を確保して舗装端から垂直に復旧すること。
- ③. 絶縁線までの距離 $W2=1.2\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ④. Bまでの距離 $W3$ まで復旧すること。
- ⑤. 絶縁線までの距離 $W6=0.6\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ⑥. Aから舗装端までの幅員が $W=4.0\text{m}$ 未満の場合は、上記の条件にかかわらず舗装端までの距離 $W4$ まで復旧すること。
- ⑦. 影響ライン $W5=6.0\text{m}$ 未満の場合は、全区間を復旧すること。

【縦断方向標準図⑨】



- ①. 影響幅 $W1=0.3\text{m}$ 以上
- ②. 斜め掘削の復旧は、影響幅 $W1=0.3\text{m}$ 以上を確保して舗装端から垂直に復旧すること。
- ③. 絶縁線までの距離 $W2=1.2\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ④. AまたはBまたは舗装端までの距離 $W3$ まで復旧すること。
- ⑤. 絶縁線までの距離 $W6=0.6\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。
- ⑥. Aから舗装端までの幅員が $W=4.0\text{m}$ 未満の場合は、上記の条件にかかわらず舗装端までの距離 $W4$ まで復旧すること。
- ⑦. 影響ライン $W5$ または $W7=6.0\text{m}$ 未満の場合は、全区間を復旧すること。